特約条項

（買受人の自己都合による契約変更または契約解除（キャンセル））

第１条　買受人は、売払人が本物品を買受人に引き渡しを催告するまでは、自己都合により本契約の変更または解除を申し出ることができる。この場合において、売払人は、買受人に対し、売払人が本契約の履行のために負担した費用を請求することができる。